

令和5年度「ヤングケアラー」に関する調査結果

【調査目的】

昨年度に引き続き、福岡県内の市町村におけるヤングケアラーの支援体制状況を調査するとともに、実際に把握されている個々のケースの実態を知るため、要保護児童対策地域協議会にアンケート調査を行う。

【定義】

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護（障がい・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など）や世話（年下のきょうだいの世話など）をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている 18 歳未満のこども

※令和元年7月4日付子家発 0704 第1号「要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応について」から抜粋



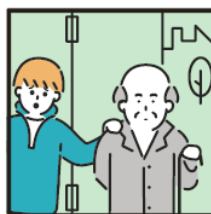
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

【調査方法】

- ①県内 60 市町村に対しヤングケアラー支援状況について調査（令和5年10月時点）
- ②県内 60 市町村の要保護児童対策地域協議会に対しメールで調査票を配布、令和5年10月1日時点で市町村が把握しているケースについて、メールで回収

◆期間：令和6年1月31日～令和6年2月23日

◆回収状況：60市町村から回収（回収率100%）

◆収集ケース数：130件

1 「県内市町村における支援体制状況調査」の調査結果について

(1) ヤングケアラーと思われるこどもがいた場合の対応

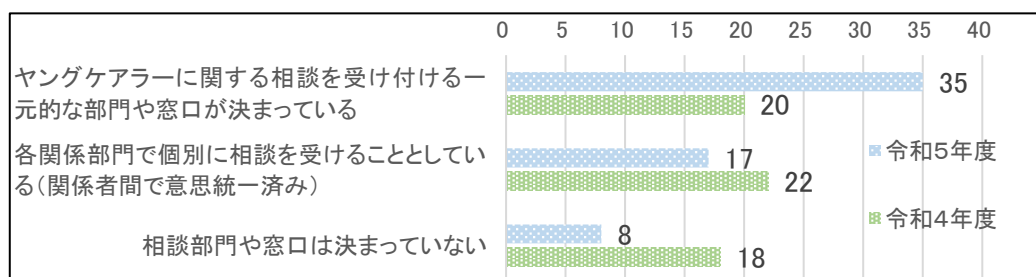
① ヤングケアラー本人やその家族が「だれかに相談したい。」と思った場合に、相談を受ける部門や窓口

ヤングケアラー本人やその家族からの相談を受ける部門や窓口についてきいたところ、「ヤングケアラーに関する相談を受け付ける一元的な部門や窓口が決まっている」が最も多く（35 市町村、58.3%）、次いで「各関係部門で個別に相談を受けることとしている（関係者間で意思統一済み）」（17 市町村、28.3%）などとなっている。

一元的な部門や窓口を決めている市町村の数は、前年度の 20 市町村から増加しており、市町村における相談体制の整備が進んでいることが見える。

管する部門については、決まっていると回答した 52 市町村で一番多かったのはこども福祉部門（92.3%）でその次に多かったのは教育委員会（26.9%）であった。

図表－1 ヤングケアラー本人やその家族からの相談を受ける部門や窓口（n=60）

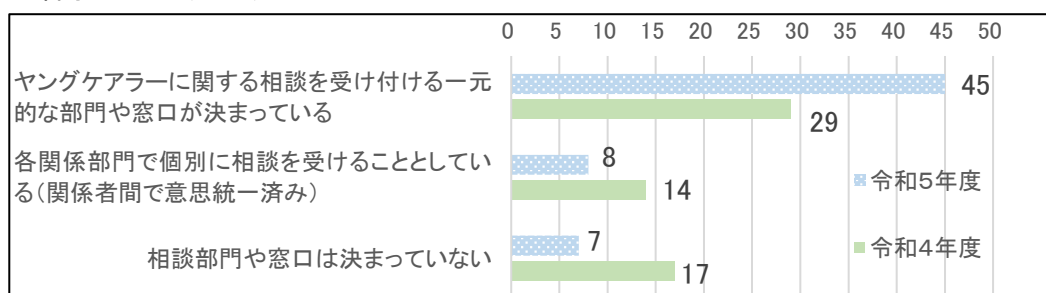


② ヤングケアラーと思われるこどもを発見した関係機関からの相談を受ける部門や窓口

ヤングケアラーと思われるこどもを発見した関係機関からの相談を受ける部門や窓口についてきいたところ、「ヤングケアラーに関する相談を受け付ける一元的な部門や窓口が決まっている」が最も多く（45 市町村、75.0%）、次いで「各関係部門で個別に相談を受けることとしている（関係者間で意思統一済み）」（8 市町村、13.3%）などとなっている。

一元的な部門や窓口を決めている市町村の数は、前年度の 29 市町村から増加しており、市町村における相談体制の整備が進んでいることが見える。

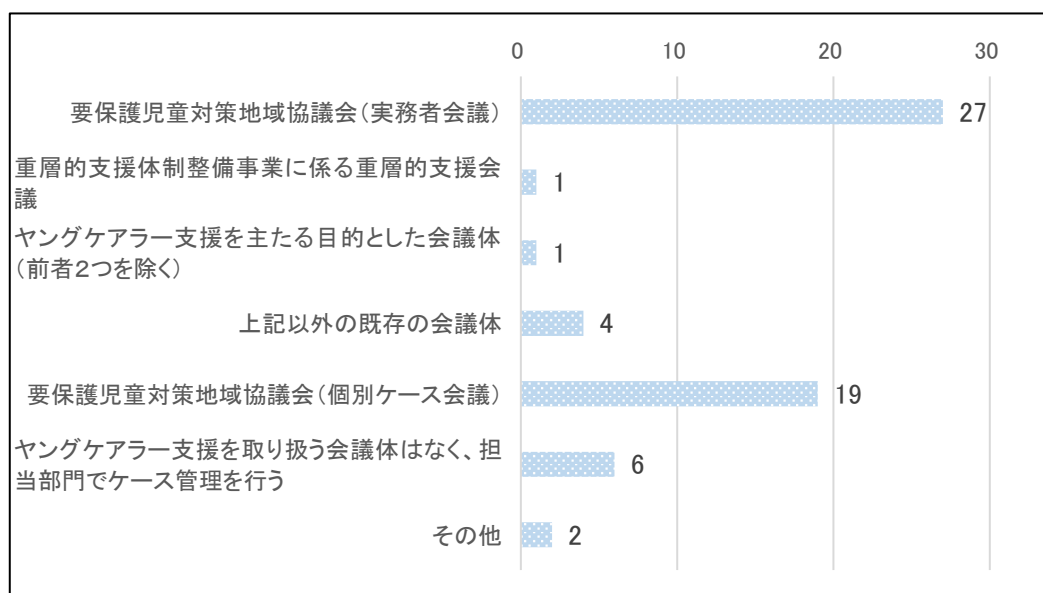
図表－２ ヤングケアラーと思われる子どもを発見した関係機関からの相談を受ける部門や窓口（n=60）



③ 支援を検討する際の課題の共有や役割分担などを検討する会議体

ヤングケアラーの支援を検討する際、課題の共有や支援策、役割分担などを検討する会議体を利用・想定しているかきいたところ、「要保護児童対策地域協議会（実務者会議）」が最も多く（27 市町村、45.0%）、次いで「要保護児童対策地域協議会（個別ケース会議）」（19 市町村、31.7%）などとなっている。

図表－３ ヤングケアラーの支援を検討する際、課題の共有や支援策、役割分担などを検討する会議体（n=60）



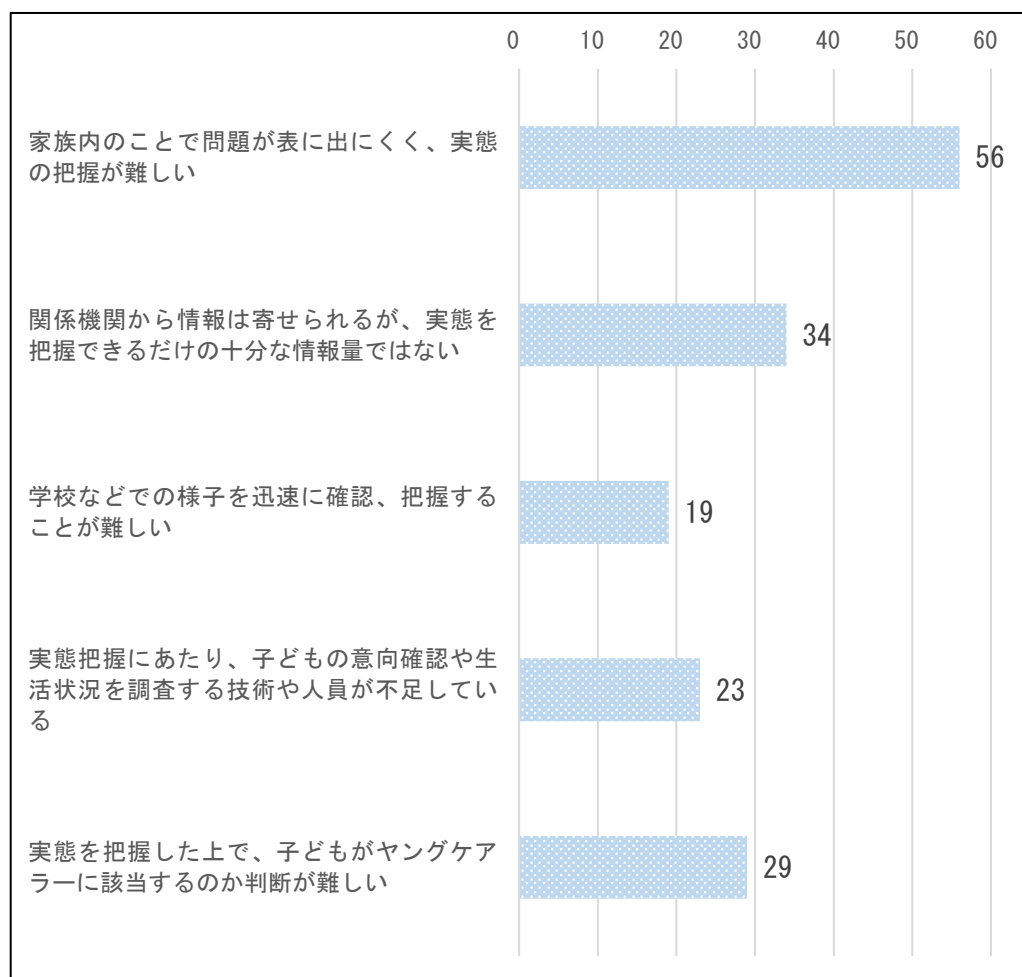
その他：ヤングケアラー担当課のみ会議、子ども支援会議、ケースカンファレンス

(2) ヤングケアラーの実態把握や発見する上での課題について

① ヤングケアラーと思われるこどもの実態を把握する上での課題

ヤングケアラーと思われるこどもの実態を把握する上での課題についてきいたところ、「家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」との回答が最も多く（56 市町村、93.3%）、次いで「関係機関からヤングケアラーと思われるこどもの情報は寄せられるが、実態を把握できるだけの十分な情報量ではない」（34 市町村 56.7%）が多くなっている。

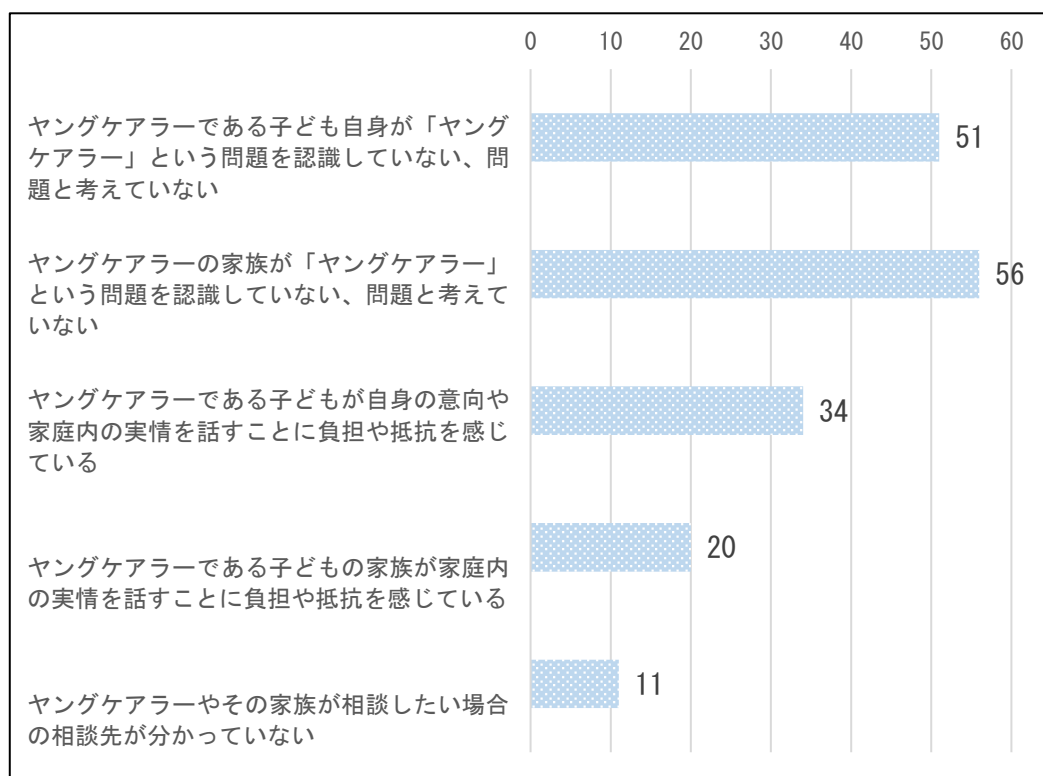
図表－4 ヤングケアラーと思われるこどもの実態を把握する上での課題（複数回答）（n=60）



② ヤングケアラーと思われるこどもを発見する上での課題<こどもや家族からの相談>

ヤングケアラーと思われるこどもを発見する上での課題<こどもや家族からの相談>についてきたところ、「ヤングケアラーの家族が「ヤングケアラー」という問題を認識していない、問題と考えていない」との回答が最も多く（56 市町村、93.3%）、次いで「ヤングケアラーであるこども自身が「ヤングケアラー」という問題を認識していない、問題と考えていない」（51 市町村、85.0%）が多くなっている。

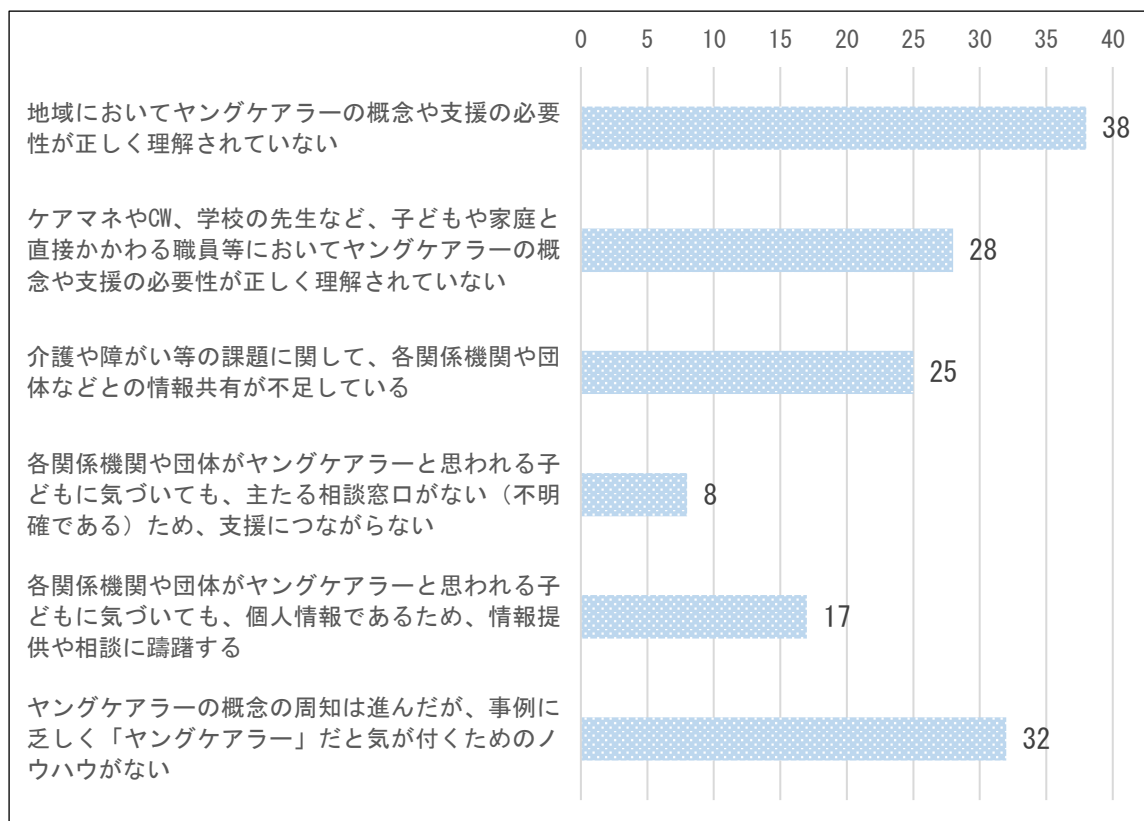
図表－5 ヤングケアラーと思われるこどもの実態を把握する上での課題
<こどもや家族からの相談>（主なものを3つ選択）（n=60）



③ ヤングケアラーと思われるこどもの発見する上での課題<地域や関係機関による気づき>

ヤングケアラーと思われるこどもを発見する上での課題<地域や関係機関による気づき>についてきたところ、「地域においてヤングケアラーの概念や支援の必要性が正しく理解されていない」との回答が最も多く（38 市町村、63.3%）、次いで「ヤングケアラーの概念の周知は進んだが、事例に乏しく「ヤングケアラー」だと気が付くためのノウハウがない」（32 市町村、53.3%）が多くなっている。

図表－6 ヤングケアラーと思われるこどもの実態を把握する上での課題
 ＜地域や関係機関による気づき＞（主なものを3つ選択）（n=60）



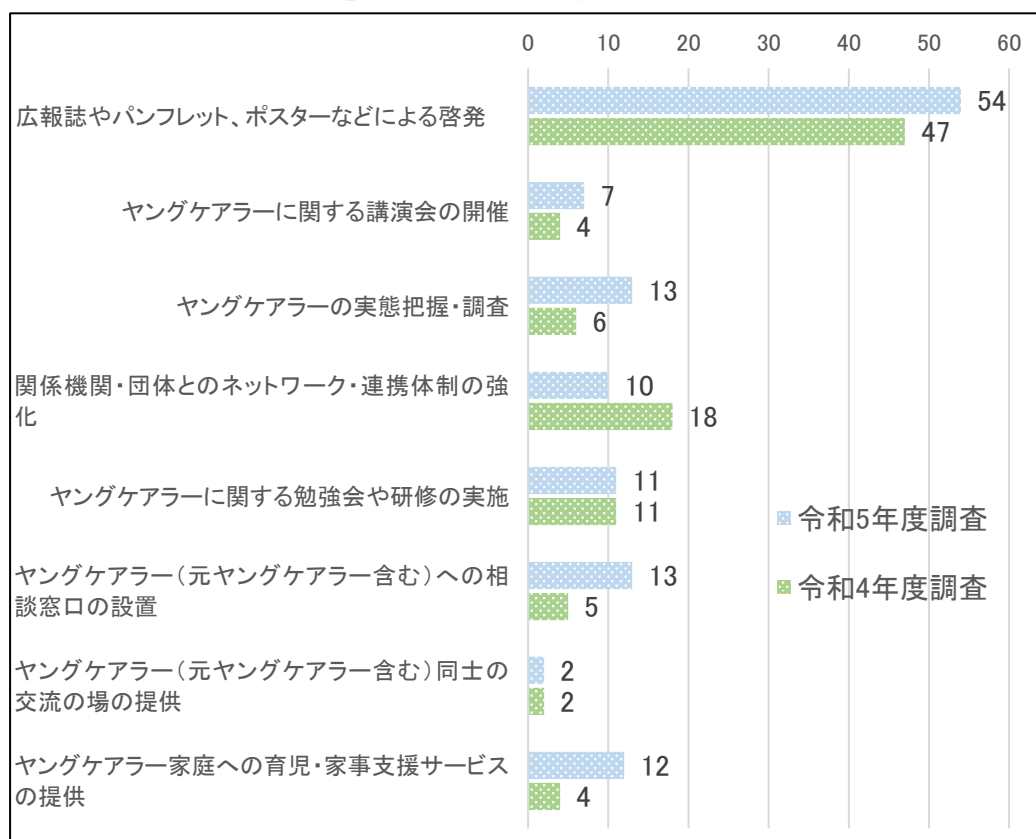
(3) ヤングケアラーに関する支援や啓発などの取組みについて

① ヤングケアラーに対する事業

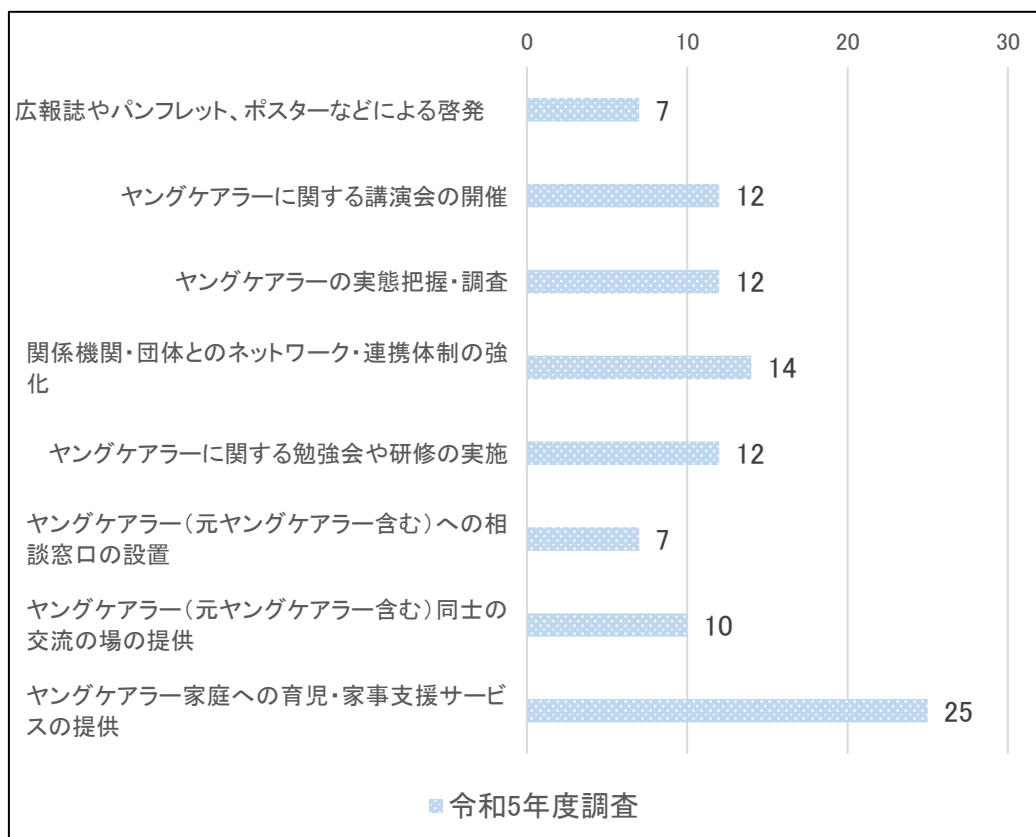
ヤングケアラーに対する事業についてきいたところ、「広報誌やパンフレット、ポスターなどによる啓発」が（54 市町村、90.0%）と最も多く、次いで「ヤングケアラーの相談窓口の設置」、「ヤングケアラーの実態把握・調査」（13 市町村、21.7%）などとなっている。

図表ー7 ヤングケアラーに対する取組みの実施内容（複数回答）（n=60）

※取組中のものに加え、取組を予定しているものも含む



図表－8 ヤングケアラーやその家族への支援で現在実施していないが、必要と考えるもの。（複数回答）（n=60）



②現在実施できていない理由

ア 広報誌やパンフレット、ポスターなどによる啓発

- ・ポスター掲示場所に限りがあり、虐待に関するポスターを優先している。
- ・ヤングケアラーに特化した周知ではないが、子どもが相談しやすい周知の仕方が必要。
- ・別の事項で啓発を行った

イ ヤングケアラーに関する講演会の開催

- ・ヤングケアラーの認知度が低いため
- ・業務多忙のため
- ・ヤングケアラーに限らず子どもが相談しやすい相談窓口について現在検討中のため
- ・予算の確保、企画および内容の精査
- ・県内で知っている講師の方（経験者など）がいないため。
- ・優先順位、予算
- ・必要性は感じているが、町のみでは講師の選定が難しく、また、予算の都合上開催

の実現が困難なため。

- ・講師を見つけることが難しい
- ・ヤングケアラーの啓発に関する取組に着手できていない

ウ ヤングケアラーの実態把握・調査

- ・業務多忙のため
- ・ヤングケアラーの定義があいまいで把握が難しいため。
- ・実態把握の方法について検討できていない。
- ・人材と財源確保が課題のため。
- ・人員不足。虐待対応と比較して優先順位が低くなる。
- ・認識・技術不足
- ・ヤングケアラーの定義が不明瞭であり判断が難しい。
- ・手段の構築が難しい
- ・人員体制的に厳しく、実施できる事業に限りがあるため。

エ 関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の強化

- ・関係機関の認識に温度差がある
- ・他の業務等で多忙の為取り組めていない
- ・体制構築はできていないが、学校との連絡は密にしているため、情報提供は受けることができます。
- ・令和3年11月に開設以降、ほかの業務に注力しているため
- ・関係機関の認識に温度差がある
- ・ヤングケアラーについて話し合う場がないため連携が取りにくい。
- ・業務が多忙で、他機関との定期会議まで行きついてない
- ・今後 YCC の配置を予定しており、配置後体制強化に着手していきたい
- ・具体的な支援方策を検討しにくい。
- ・人員体制的に厳しく、実施できる事業に限りがあるため。

オ ヤングケアラーに関する勉強会や研修の実施

- ・ヤングケアラーの啓発に関する取組に着手できていない
- ・主でヤングケアラーに対応する部署が決まっておらず、勉強会などを企画することが難しかった
- ・他の業務等で多忙の為取り組めていない
- ・講師を見つけることが難しい
- ・必要性は感じているが、現状では職員の専門知識の不足により町での実施は困難。現在、職員の専門知識向上のため県やその他専門機関等が実施する研修等に積極的

に参加している。

- ・人員不足、予算確保の協議ができていないため
- ・指導者がいない、配置する体制がない
- ・児童虐待等に関する研修の中に盛り込んでいるため
- ・業務多忙のため

カ ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）の相談窓口の設置

- ・ヤングケアラーに特化した取組に着手できていない
- ・人員不足の為
- ・相談を受けても、その後の実態調査や支援策の選定などをコーディネートできる技術が職員に不足しているため。
- ・相談があれば受けるが、「ヤングケアラー相談窓口」としての周知はしていない。
- ・人員不足
- ・ヤングケアラーに限らず子どもが相談しやすい相談窓口について現在検討中のため。

キ ヤングケアラー（元ヤングケアラー含む）同士の交流の場の提供

- ・人員体制的に厳しく、実施できる事業に限りがあるため。
- ・実績が少ないため
- ・該当者の把握や実態把握ができていない。
- ・まずは実態把握を優先的に取り組んでいきたい。そのうえで必要な手立てを確認していきたい。
- ・認識・人員不足
- ・人員不足、予算確保の協議ができていないため
- ・元ヤングケアラーの把握は難しい。町のみで実施することは困難。
- ・基盤がない
- ・他の業務等で多忙の為取り組めていない
- ・ヤングケアラーの啓発に関する取組に着手できていない

ク ヤングケアラー家庭への育児・家事サービスの提供

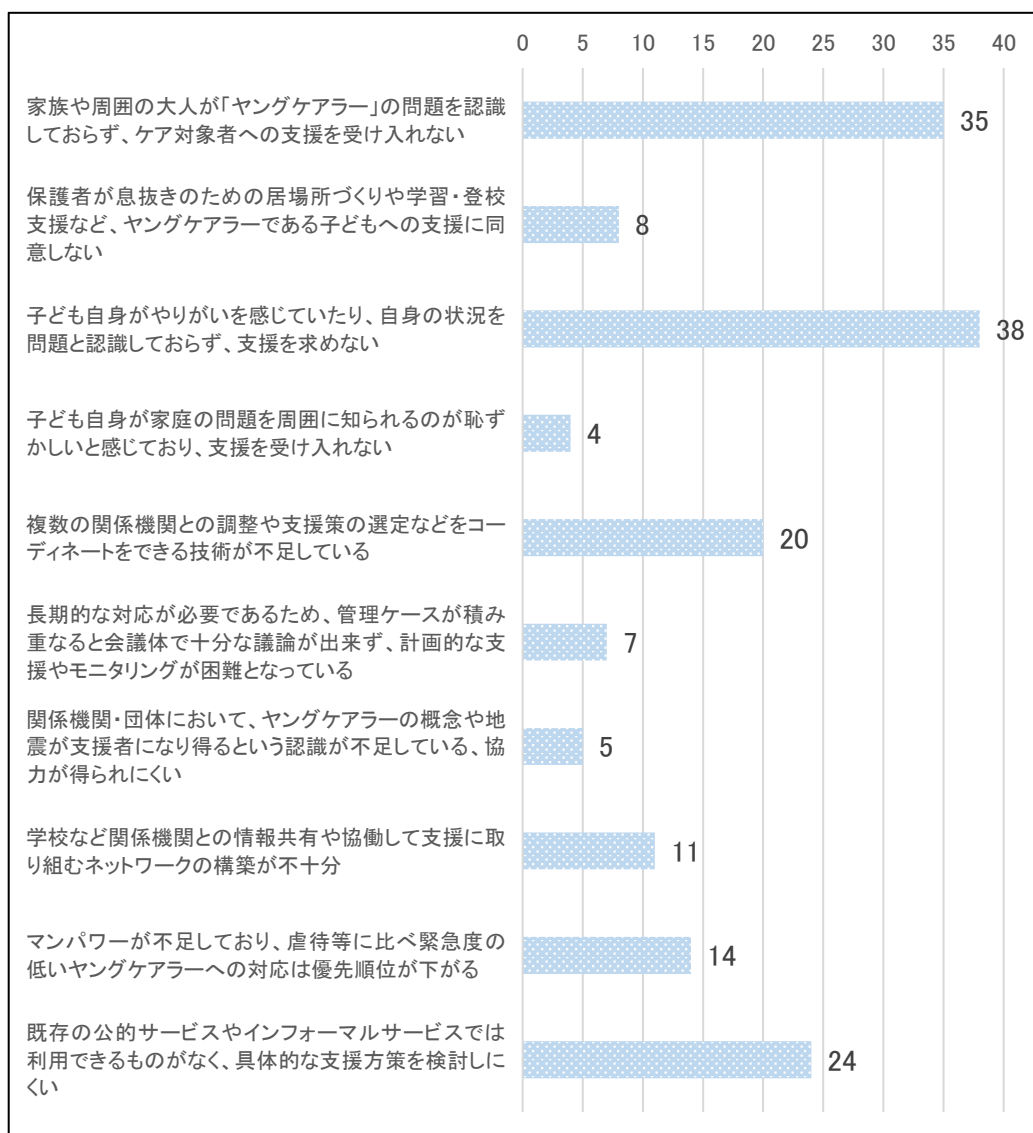
- ・現在、該当事業を実施していない。R 6 年度より子育て世帯訪問支援事業を実施予定。
- ・現在検討中のため
- ・産前産後の家事育児支サービスは実施しているが、予算の都合上ヤングケアラーを対象としてヘルパー派遣等は実施できていない。
- ・支援対象者を把握できていない。
- ・予算、サービスの不足
- ・提供できるサービスがないため。

- ・現時点で提供できる育児・家事支援サービスがない。
 - ・現時点でヤングケアラー該当なし
 - ・障害福祉サービスは、両親が該当せず利用できない場合が多い。
- また、育児(家事) 支援は料金が発生することや、サービス事業者自体が少ないため気軽に利用することが難しい。
- ・提供するための社会資源の発掘にまで至っていない
 - ・困り感に対して提案できる事業が少ない。
 - ・提供できるサービスがない。
 - ・育児・家事支援サービスの社会資源整備ができていない
 - ・人員不足、予算確保の協議ができていないため
 - ・実施に向けて検討中。
 - ・体制が整っていない
 - ・該当する方は少ない（いない）ため
 - ・委託できる業者がない。
 - ・社会資源のツールがない
 - ・他の業務等で多忙の為取り組めていない
 - ・実態把握・調査に課題があることに加え、ニーズの把握や人材と財源確保が現段階では難しい。
 - ・ヤングケアラーに特化した取組に着手できていない
 - ・委託できる事業者がない（介護保険の訪問介護も不足している状況です）

③ヤングケアラーと思われる子どもを支援する際の困難

ヤングケアラーやその家族への支援策の検討や実際に支援を行う上で、困難だと感じる点についてきいたところ、「子ども自身がやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず、支援を求めない」が（38 市町村、63.3%）と最も多く、次いで「家族や周囲の大人が「ヤングケアラー」の問題を認識しておらず、支援を受け入れない」が（35 市町村、58.3%）などとなっている。

図表－９ ヤングケアラーと思われるこどもを支援する際の困難
(主なものを３つ選択) (n=60)



④自治体で工夫していること

- ・ こども又は家族との関係を上手に作れる相談員の存在
- ・ 具体的な課題には触れにくいため、保護者とこどもともに、介入出来た際は慎重に対応し信頼関係を築いくよう心がけているが、時間を要す。
- ・ ヤングケアラー対応相談員が地道に関係者と連携し、問題解決のために親身になって対応に当たっている。特にヤングケアラーの対象者には、神経質になることなく、市の取り組みと支援を受けやすいように、繊細に配慮した言葉使いや対応を図っている。また、学校をはじめとする関係機関への周知を継続して行っている。
- ・ 関係機関との情報共有は密にしている。提供できるサービスがないが、保護者が障

がいがある、生活困窮が根底にある…等の課題に対し、各関係機関と支援方針を検討し、利用できる支援策を講じている。

- ・ 個別ケース検討会議を定期的に行い状況把握、なるべく子どもたちと会話する機会を作り関係構築をはかる等
- ・ 子育て世帯訪問支援事業の実施
- ・ 啓発活動、関係機関向けの研修会開催、関係部署実施のアンケート調査への設問
- ・ ヤングケアラーと思われる家庭の情報が入った際は、家庭全体で関係機関を把握し課題の共有・情報収集を行っている。

また、所属機関や福祉事業所から個別ケース会議の要請を受けた際は市役所内の関係機関にも参加を呼びかけ、関係機関での協議を行っている。

- ・ ヤングケアラーの認知度を上げるために啓発活動を実施し、要保護児童対策地域協議会の構成員（民生委員など）への学習会を実施している。
- ・ ヤングケアラー周知のために、各関係機関へのチラシの配布、ポスター掲示の依頼を行った。
- ・ 小中学校との情報共有や連携を常に行っている。
- ・ 困り感を持っていない世帯については頻繁に訪問等し、会話の中で支援が必要であると思われることの把握をしている。
- ・ 要対協実務者会議時・虐待通告時等においてヤングケアラーに直結する内容でなくても、児に関する心配な情報があれば関係機関と情報共有し、詳細把握に努めている。
- ・ 広報等による啓発。

⑤ヤングケアラー本人やその家族を支援するにあたり、あれば有効だと思われるサービス（公的・インフォーマルを問わず）

- ・ 福祉分野（障がい福祉・介護保険等）のヘルパーによる在宅支援の拡充。障がいや介護保険の対象者だけではなく、家庭全体の家事を援助したり、育児支援を行う等、子どもが担うことも想定される家事・育児も支援の対象とすること。
- ・ 早朝、深夜の家事・育児支援（保護者不在時でも対応可能なもの）、時間に関わらず連絡が取れる SNS 相談体制（固定の機関）、当事者同士の集まり（ピアサポート・サロン）
- ・ ヤングケアラーがいなくなるサービス。

家事負担や介護負担が軽減する、ヘルパー等の介護サービス、育児負担が軽減する子育て短期支援事業や学童等。

- ・ 公的サービスであると情報共有や相談件数が伸びない。民間やNPOなどの相談しやすい環境が必要であると考えられる。

家族の求めている支援内容を対面で相談できる専門の相談力を身につけたスタッフの活用が必要であると考えられる。

- ・ 食事の無料宅配サービス、通園や通学の無料送迎サービス、こども食堂等の居場所づくり
- ・ 子育て世帯訪問介護が有効だと思われるが、介護保険の訪問介護事業所ですら不足している中、子育て世帯訪問介護の受け皿はない。ケアラー本人のカウンセリングができる場やピアカウンセリングができる場があれば良い。こどもの居場所づくりも有効。
- ・ 各学校等におけるこどもたちのちょっとしたお悩み相談会の開催、ヤングケアラーに特化した相談員の設置、子育て世帯へのホームヘルプサービス等
- ・ 各福祉分野に関するサービス、民間企業・団体のサービスなど
- ・ 関係機関が集まった個別ケース会議の実施、子育て世帯訪問支援事業などのヘルパー支援
- ・ 保護者に疾病・障害があるときは訪問看護やヘルパーなどのサービスを提案できるが、保護者に疾病等がなく、幼いきょうだいの世話などは直接的な支援が難しいため、ヤングケアラー本人への支援が必要と考える。ヤングケアラー本人の登校する意欲が失われている場合もあるため、登校支援（送迎支援）などがあると、登校できる日が増え、本人からの話を聞いたり、心のケアができるものとする。
- ・ こどもの意向や負担を把握し必要な支援を明確にするため、スクールカウンセラーなどのこどもに身近な相談体制の充実
- ・ 家庭養育支援事業が有効だと考える。また、学習支援により高校への進学を図ることで、ヤングケアラーが固定化することを防ぐことも有効である。
- ・ 学習支援（家庭教師、塾）、経済的支援、家事支援、育児支援、同じ立場の人と話す機会
- ・ 地域の支え…多子世帯、障害者・高齢者との同居により家族構成が複雑に絡み合う事例ほどヤングケアラーのリスクが高まるので、一番は近くにいる地域住民の声かけが必要。親も子も大丈夫か、元気に過ごせているかという声かけで、頼れる人がいることを認識することもあるだろうし、苦しいときの地域共生社会がうまく回れば良いと思う。
- ・ こどもの送迎、買い物代行
- ・ 本人が相談できる、学校以外の身近な場所(近所の公民館・図書館・市役所等)での相談窓口・相談 LINE
- ・ 自治体が相談できる、ヤングケアラー支援の相談窓口
- ・ 家庭に負担がかからない形での家事・育児支援。

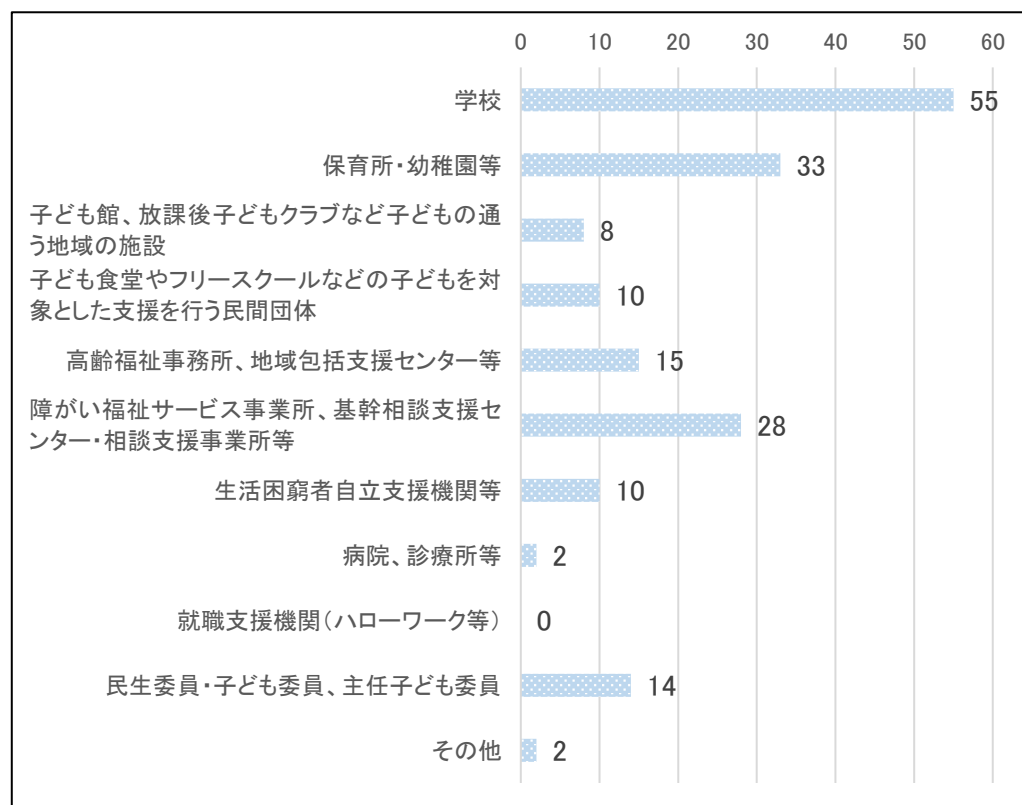
（４）ヤングケアラーと思われるこどもへの対応として、関係機関に期待すること

① 今後連携を深めていく必要があると考えている機関・団体

ヤングケアラーと思われるこどもを把握、支援するにあたり、今後、連携を深めていく必要があると考えている機関・団体についてきいたところ、「学校」が（55 市町村、91.7%）と最も多く、次いで「保育所・幼稚園等」が（33 市町村、55.0%）などとなっている。

図表－10 今後連携を深めていく必要があると考えている機関・団体

（主なものを３つ選択）（複数回答）（n=60）

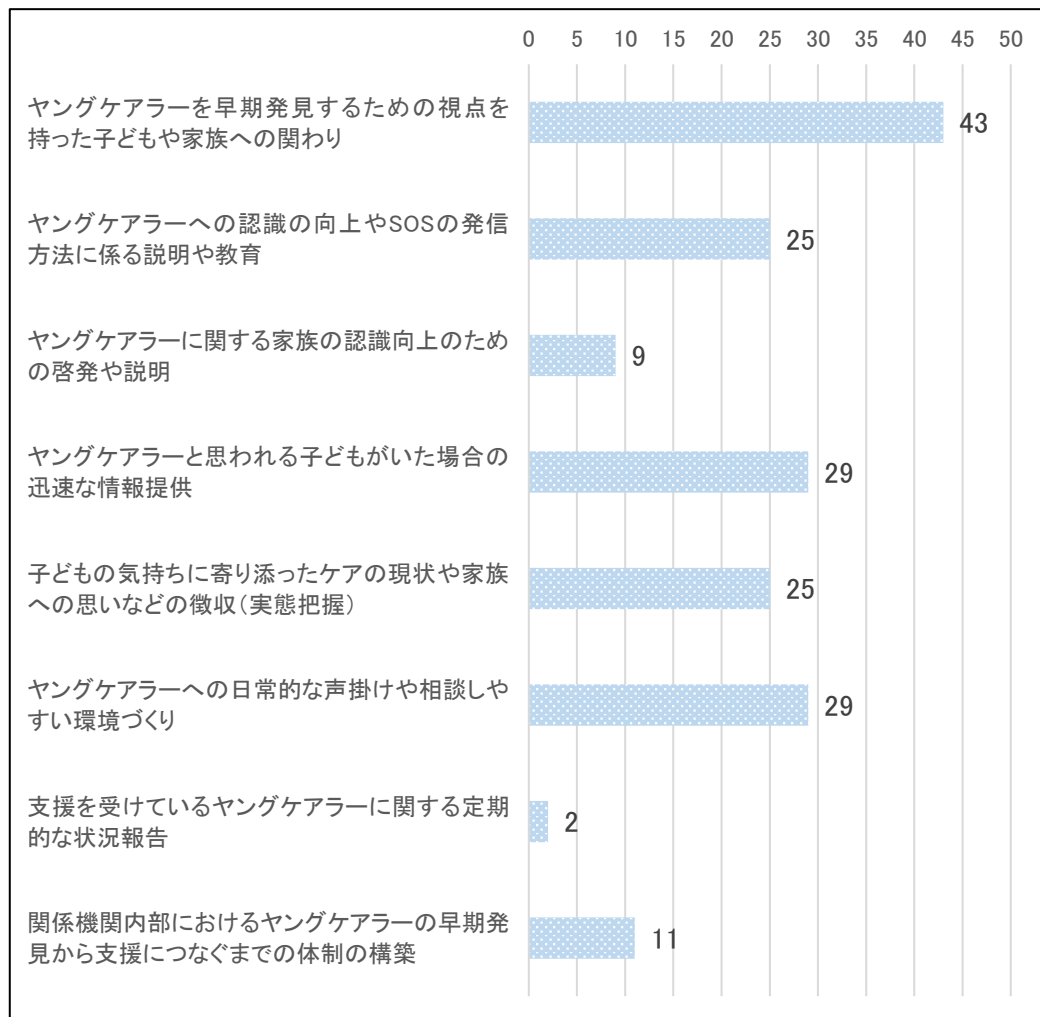


※ その他：スクールソーシャルワーカー

② 学校に期待すること

ヤングケアラーやその家族への対応として、学校に期待することについてきいたところ、「ヤングケアラーを早期発見するための視点を持ったこどもや家族への関わり」が（43 市町村、71.7%）と最も多く、次いで「ヤングケアラーと思われるこどもがいた場合の迅速な情報提供」、「ヤングケアラーの日常的な声かけや相談しやすい環境づくり」が（29 市町村、48.3%）などとなっている。

図表－11 学校に期待すること（主なものを3つ選択）（複数回答）（n=60）



上記の内容に関して、学校などとの間で他市町村の参考となる取組を行っているかきいたところ、次の回答が得られた。

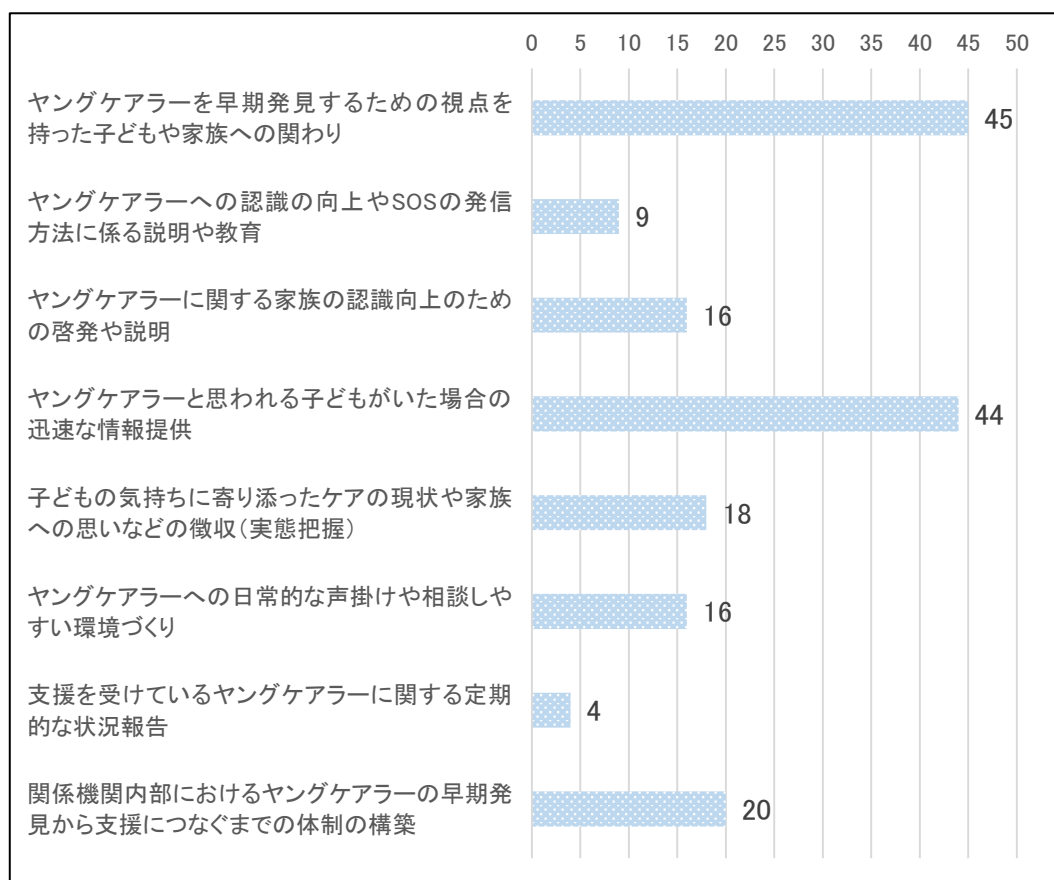
- ・ 定期的・不定期的に学校訪問と学校管理職に電話による聞き取り調査を実施し、情報共有を行うとともに、必要に応じたケース会議を行い、支援方法を検討し、実施している。
- ・ 令和5年度、教務主任の研修にヤングケアラーについての研修を行った。
- ・ 小・中学校で行われている教育相談アンケートを通じてヤングケアラー実態調査を行っている。
- ・ 学校との情報共有をこまめに行い、会議において各機関の児童への声かけなど対応について共有している。

③ 高齢福祉サービス事業者等に期待すること

ヤングケアラーやその家族への対応として、高齢福祉サービス事業者等に期待することについてきいたところ、「ヤングケアラーを早期発見するための視点を持った子どもや家族への関わり」が（45 市町村、75.0%）と最も多く、次いで「ヤングケアラーと思われる子どもがいた場合の迅速な情報提供」が（44 市町村、73.3%）などとなっている。

図表－12 高齢福祉サービス事業者等に期待すること

（主なものを3つ選択）（複数回答）（n=60）



上記の内容に関して、高齢福祉サービス事業者等との間で他市町村の参考となる取組を行っているかきいたところ、次の回答が得られた。

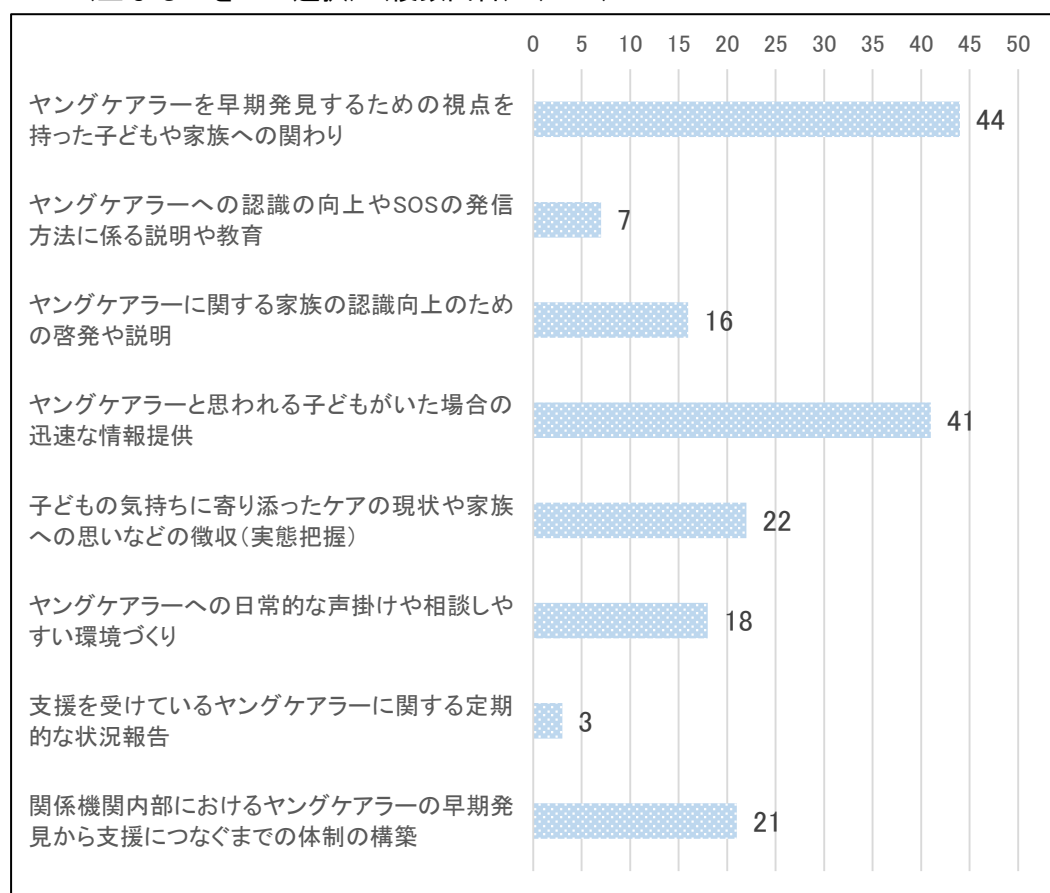
- ・ ヤングケアラー対応支援者のご家族の福祉サービスと連携し、協議することで、隙間ない支援を目指している。

④ 障がい福祉サービス事業者等に期待すること

ヤングケアラーやその家族への対応として、障がい福祉サービス事業者等に期待することについてきいたところ、「ヤングケアラーを早期発見するための視点を持ったこ

もや家族への関わり」が（44 市町村、73.3%）と最も多く、次いで「ヤングケアラーと思われる子どもがいた場合の迅速な情報提供」が（41 市町村、68.3%）などとなっている。

図表－13 障がい福祉サービス事業者等に期待すること
（主なものを3つ選択）（複数回答）（n=60）



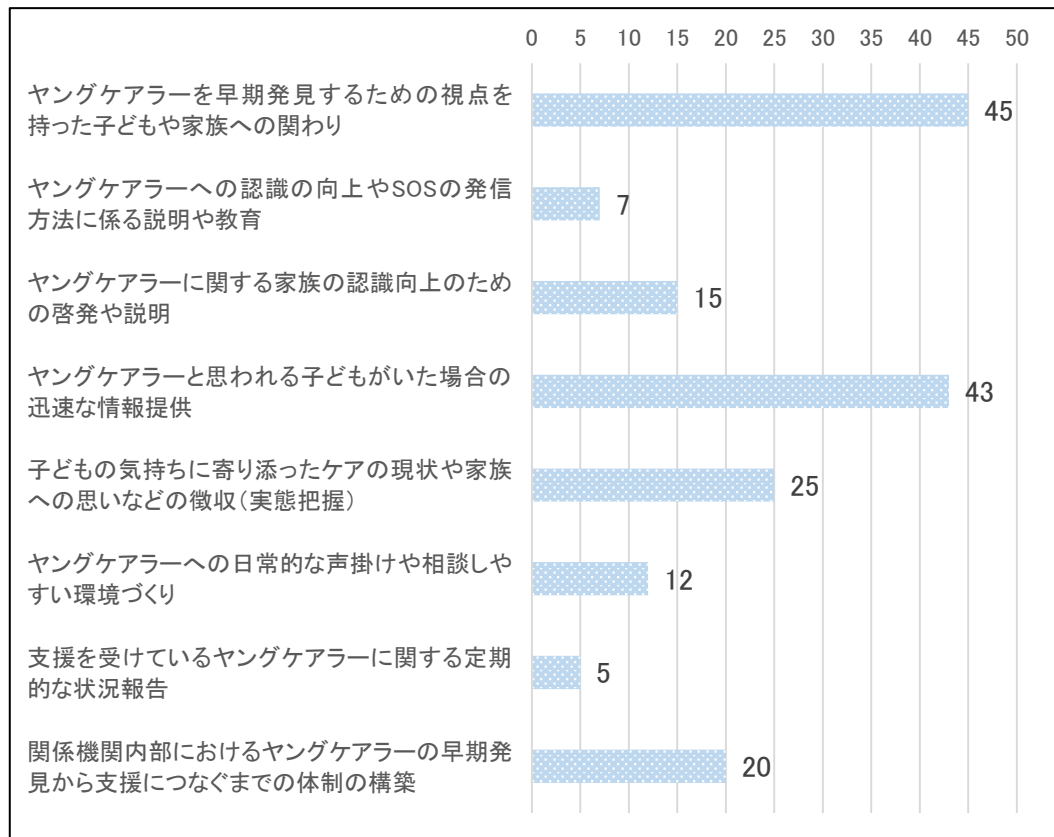
上記の内容に関して、障がい福祉サービス事業者等との間で他市町村の参考となる取組を行っているかきいたところ、次の回答が得られた。

- ・ 障害者基幹センターと連携し、ヤングケアラー対応支援者の情報共有を行い、隙間ない支援を行っている。

⑤ 医療関係者等に期待すること

ヤングケアラーやその家族への対応として、医療関係者等に期待することについてきいたところ、「ヤングケアラーを早期発見するための視点を持った子どもや家族への関わり」が（45 市町村、75.0%）と最も多く、次いで「ヤングケアラーと思われる子どもがいた場合の迅速な情報提供」が（43 市町村、71.7%）などとなっている。

図表－14 医療関係者等に期待すること（主なものを3つ選択）（複数回答）（n=60）



上記の内容に関して、医療関係者等との間で他市町村の参考となる取組を行っているかきいたところ、次の回答が得られた。

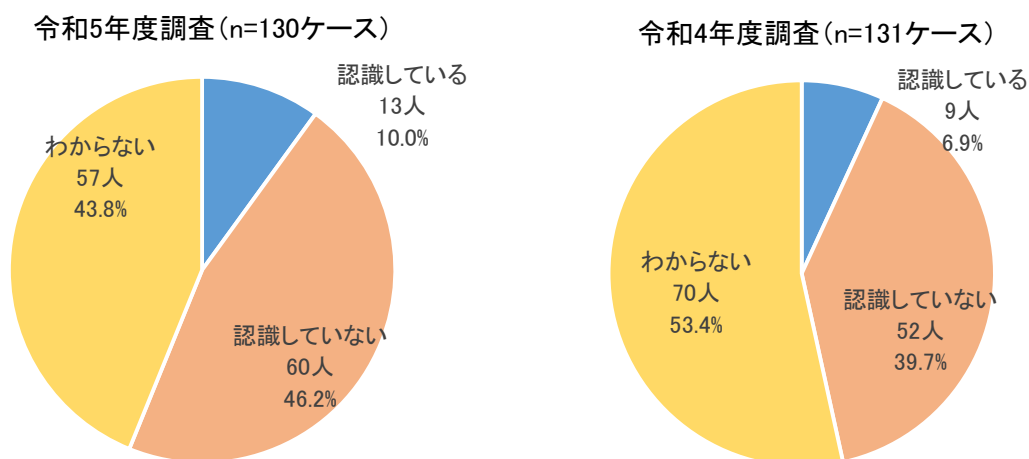
- ・ 中心的な総合病院と連携を要対協や毎週開催される「拠点会議」（1週間のうちにあった虐待通告や関係機関からの情報提供について協議する会議）において情報共有を行っている。

2 「要保護児童対策地域協議会等におけるヤングケアラーの実態調査」の 調査結果について

(1) こども自身のヤングケアラーの認識の有無

こども自身のヤングケアラーの認識の有無については、「こども自身が「ヤングケアラー」と認識している」が 10.0%、「こども自身が「ヤングケアラー」と認識していない」が 46.2%となっている。学年別にみると、「こども自身が「ヤングケアラー」と認識している」のは、小学生では 3.6%であるのに対し、中学生 10.9%、高校生 26.3.%と、徐々に認識している割合が高くなっている。

図表－15 こども自身のヤングケアラーの認識の有無



図表－16 学年別こども自身のヤングケアラーの認識の有無 (単位：%)

		認識している	認識していない	わからない・その他
全体(n=130 ケース)		10.0	46.2	43.8
学年	小学生(n=55)	3.6	54.5	41.8
	中学生(n=46)	10.9	41.3	47.8
	高校生(n=19)	26.3	21.1	52.6
	所属なし(15～17 歳)(n=10)	10.0	70.0	20.0

(2) ヤングケアラーの状況

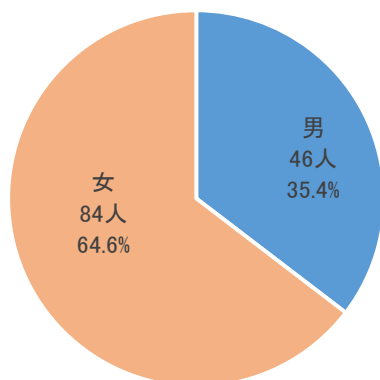
① 属性

性別については、男性が 32.6%、女性が 67.4%となっている。学年では小学生が 42.3%と最も高く、次いで中学生（35.4%）、高校生（14.6%）となっている。

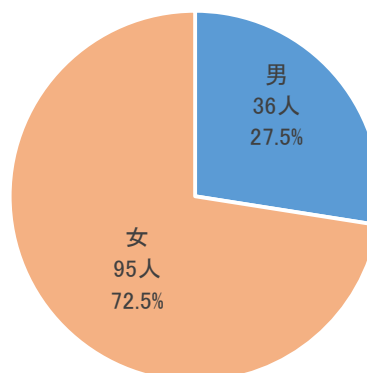
世帯構成については、夫婦・パートナーと子どもにより構成される家庭が 50.8%と最も多く、次いでひとり親家庭が（41.5%）となっている。生活保護の受給の有無については、28.2%が受給世帯であった。きょうだいの有無については、大半が「きょうだいがいる」としており、きょうだいの人数の平均は 4.2 人（自身を含む）となっている。

図表－17 性別

令和5年度調査(n=130ケース)

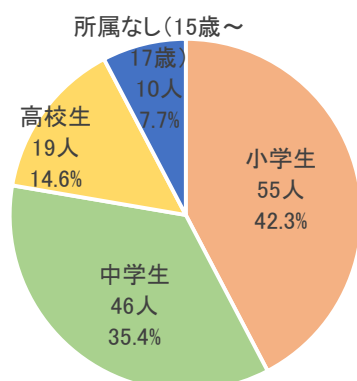


令和4年度調査(n=131ケース)

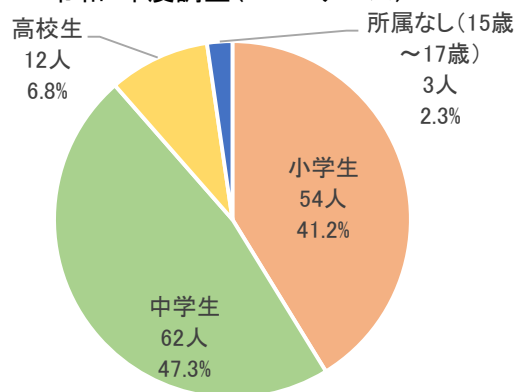


図表－18 学年

令和5年度調査(n=130ケース)

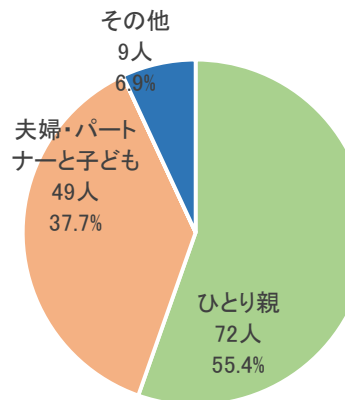


令和4年度調査(n=131ケース)

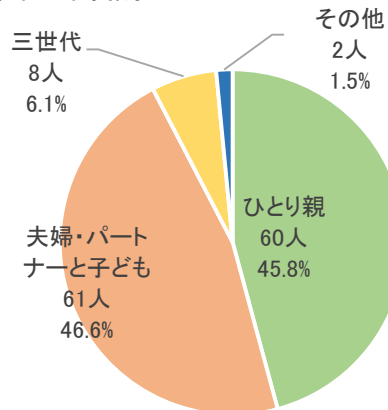


図表－19 家族構成

令和5年度調査(n=130ケース)

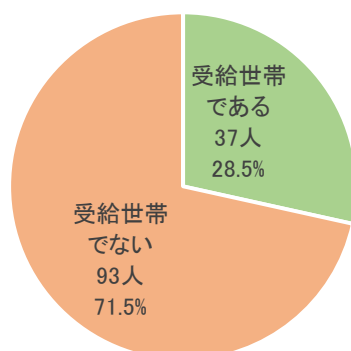


令和4年度調査(n=131ケース)

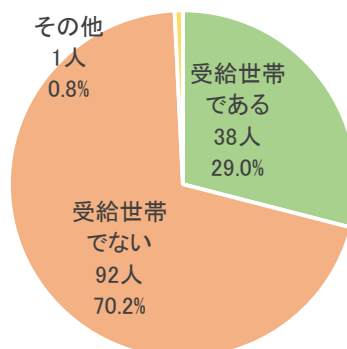


図表－20 生活保護受給の有無

令和5年度調査(n=130ケース)

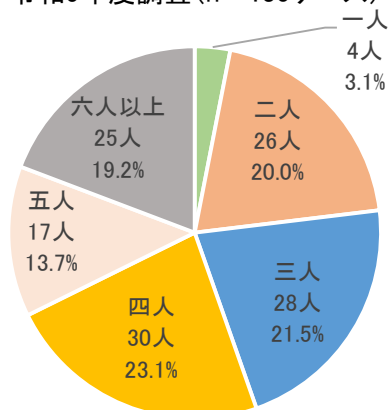


令和4年度調査(n=131ケース)

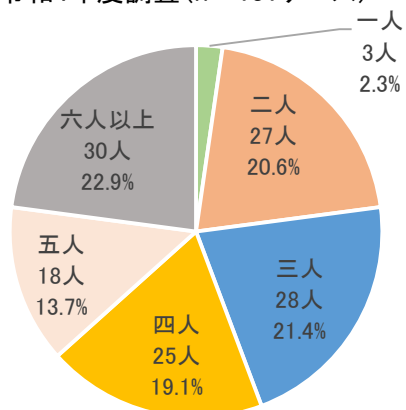


図表－21 きょうだいの有無

令和5年度調査(n=130ケース)



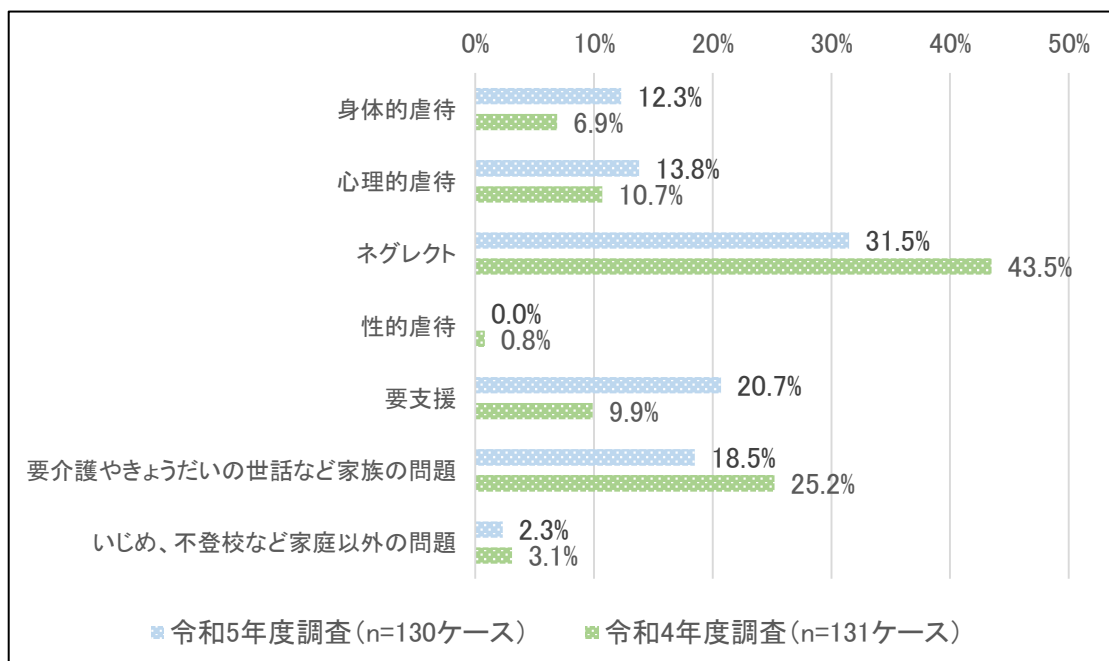
令和4年度調査(n=131ケース)



② 相談種別

要対協における相談種別としては、「ネグレクト」が31.5%と最も高く、次いで「要支援」(20.7%)、「要介護やきょうだいの世話など家族の問題」(18.5%)、「心理的虐待」(13.8%)と続いた。

図表－22 相談種別



図表－23 学年別相談の種別

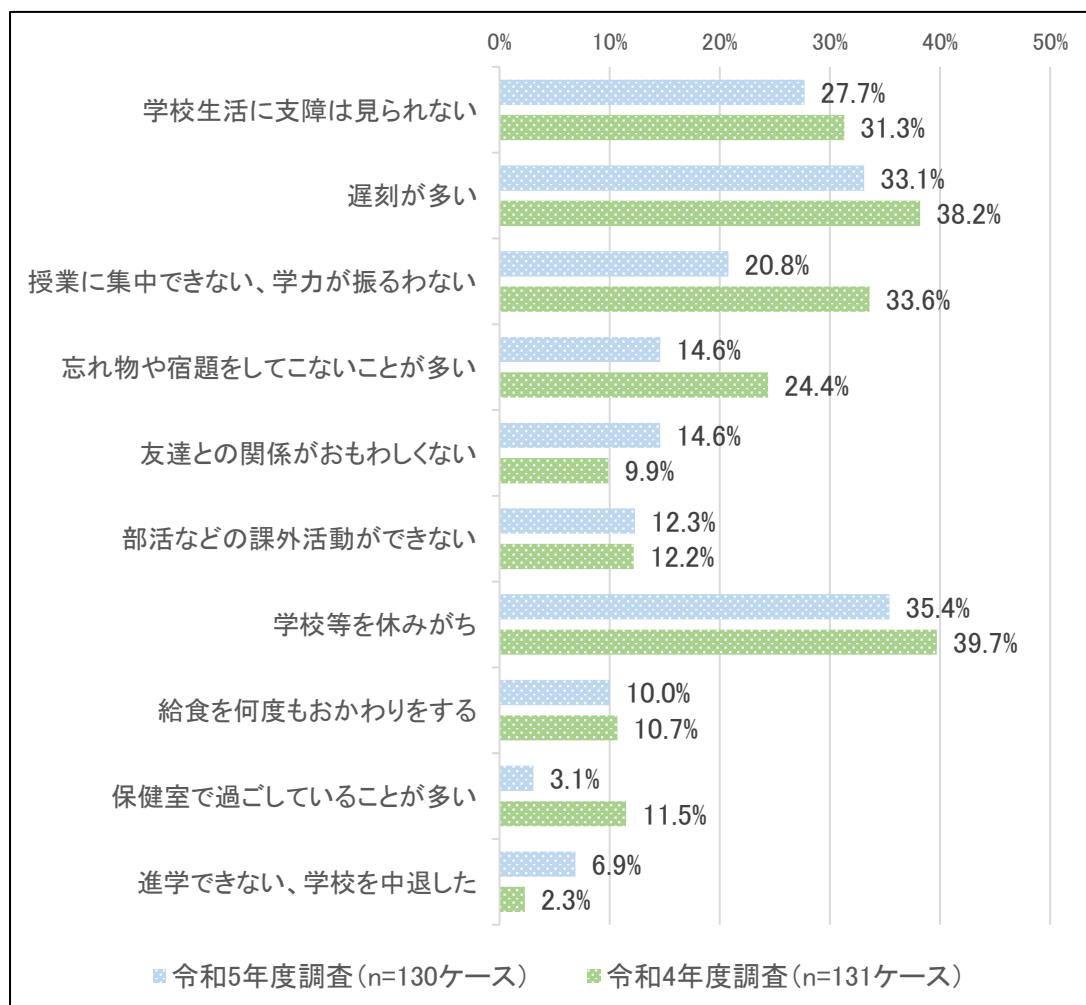
(単位：%)

		身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	要支援	特定妊婦	家族の問題 だいの世話 やきょうだ いなど	問題ない いじめ、 不登校
全体 (n=130ケース)		12.3	13.8	36.5	0.0	20.7	0.0	18.5	2.3
学年	小学生 (n=55)	20.0	9.1	32.7	0.0	27.3	0.0	10.9	0.0
	中学生 (n=46)	8.7	10.9	32.6	0.0	23.9	0.0	21.7	2.2
	高校生 (n=19)	5.3	31.6	21.1	0.0	0.0	0.0	36.8	5
	所属なし (15～17歳) (n=10)	0.0	10.0	40.0	0.0	10.0	0.0	10.0	10.0

③ 学校生活への影響

学校生活への影響については、「学校等を休みがち」の35.4%が最も高く、次いで「遅刻が多い」が33.1%となっている。学年別にみると、中学生では「学校等にもあまり行っていない（休みがちなど）」（52.2%）が、高校では「学校生活に支障は見られない」「学校等には行っているが、遅刻・早退が多い。」（36.8%）が他の学年に比べて高くなっている。

図表－24 学校生活への影響（複数回答）



図表－25 学年別ヤングケアラーの学校生活への影響（複数回答）

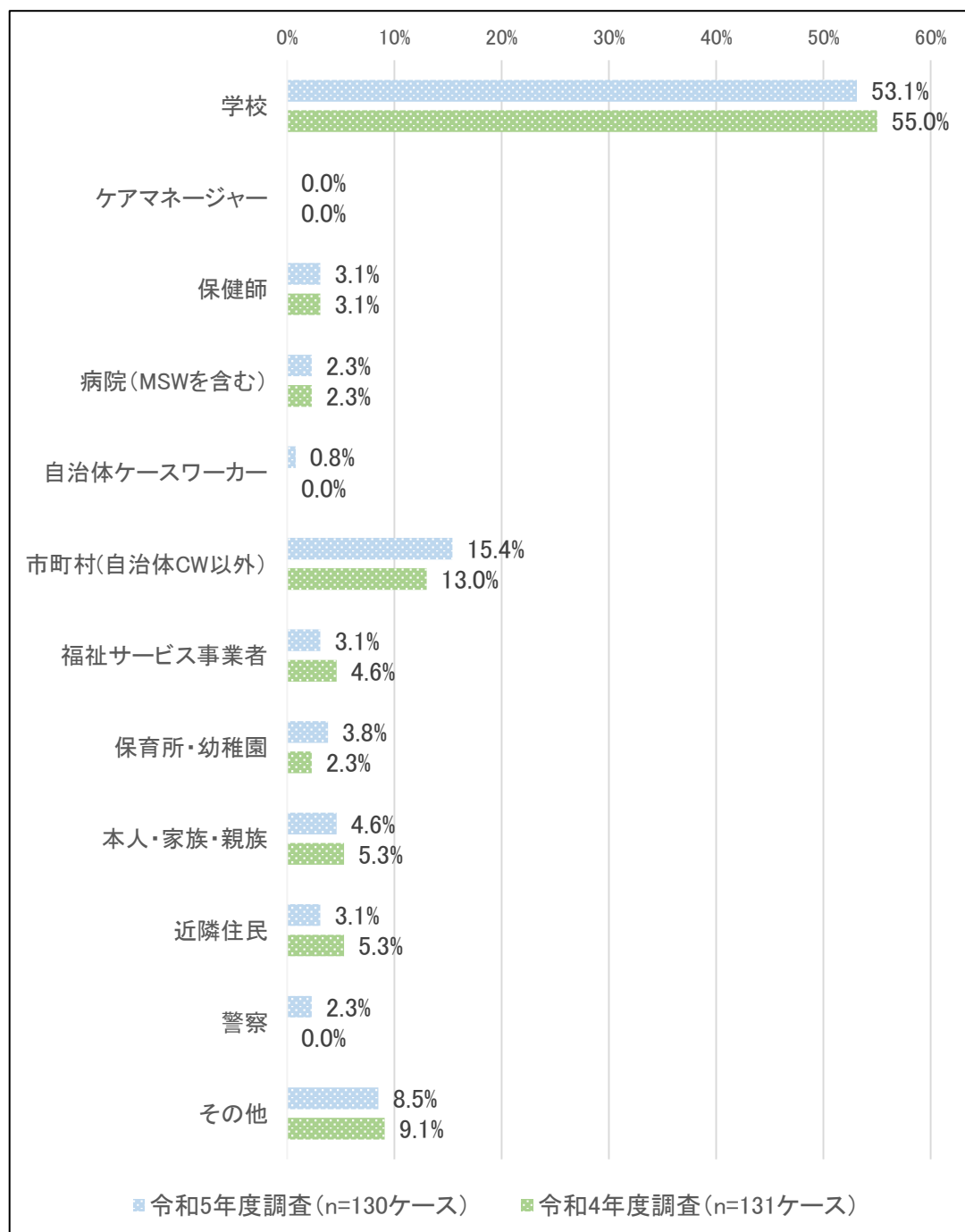
（単位：％）

		学校生活に支障は見られない	遅刻が多い	授業に集中できない、 学力が振るわない	忘れ物や宿題をしてこない ことが多い	友達との関係がおもしろくない	部活などの課外活動ができない	学校等を休みがち	過食、あるいは食事を用意して い傾向がある	保健室で過ごしていることが多い	進学できない、学校を中退した
全体(n=130ケース)		27.7	33.1	20.8	14.6	14.6	12.3	35.4	10.0	3.1	6.9
学年	小学生(n=55)	31.0	38.2	18.2	20.0	18.2	1.8	30.9	14.5	0.0	0.0
	中学生(n=46)	26.1	23.9	28.3	10.9	10.9	21.7	52.2	6.5	4.3	6.5
	高校生(n=19)	36.8	36.8	21.1	10.5	21.1	26.3	15.8	10.5	10.5	10.5
	所属なし(15～17歳) (n=10)	0.0	40.0	0.0	10.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	40.0

(3) 把握に至った経緯

発見者は、「学校」が53.1%と最も高く、次いで「市町村（自治体CW除く）」（15.4%）となっている。学年別にみると、全ての学年で「学校」の割合が高くなっている。

図表－26 把握に至った経緯（発見者）



その他の内容: 他市町村からのケース移管等

図表－27 学年別把握に至った経緯・理由（発見者）

（単位：％）

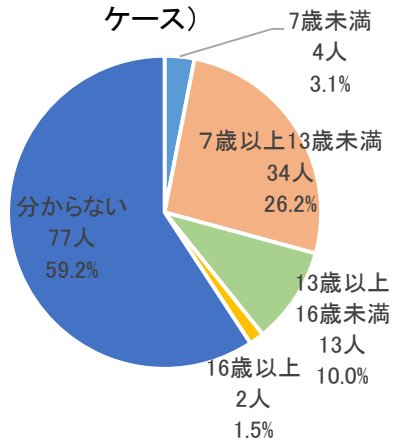
		学校	ケア マネジャー	保健 師	病院（MSW 含む）	自治 体のCW	市町村 （自治 体CW 以外）	福祉 サービ ス事業 者	保育 所・幼 稚園	本人・ 家族・ 親族	近隣 住民	警察	その他
全体（n=130ケース）		53.1	0.0	3.1	2.3	0.8	18.4	3.1	3.8	4.6	3.1	2.3	8.5
学 年	小学生（n=55）	52.7	0.0	5.5	1.8	0.0	14.5	3.6	5.5	3.6	1.8	1.8	9.1
	中学生（n=46）	58.7	0.0	0.0	2.2	0.0	17.3	4.3	0.0	6.5	2.2	0.0	8.7
	高校生（n=19）	36.8	0.0	5.3	5.3	5.3	5.3	0.0	5.3	10.5	5.3	10.5	10.5
	所属なし（15～17歳） （n=10）	60.0	0.0	0.0	0.0	0.0	30.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0

（４）ケアの開始時期

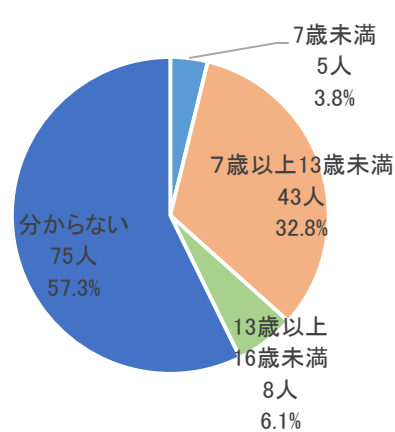
ケアの開始時期（年齢区分）については、「わからない」が58.9%で最も多く、次いで7歳以上13歳未満の26.4%、13歳以上16歳未満の10.0%となった。

図表－28 ケアの開始時期

令和5年度調査（n=130ケース）



令和4年度調査（n=131ケース）



図表－29 学年別ケアの開始学年

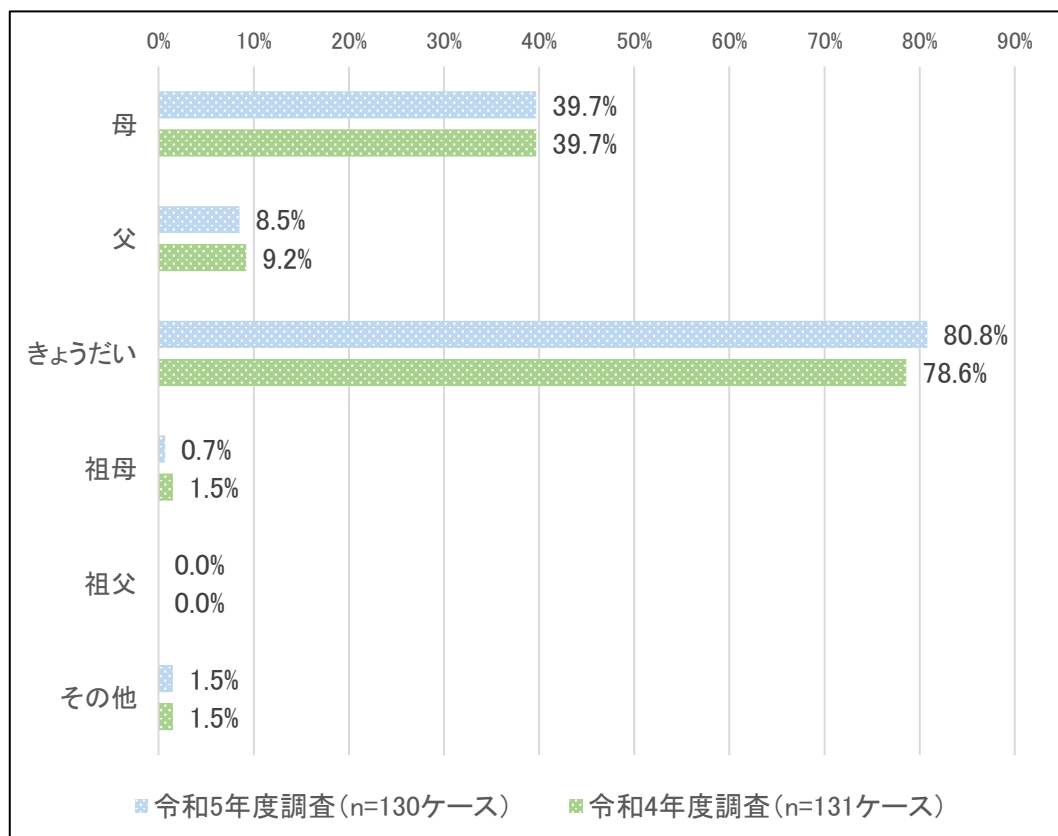
(単位：％)

		7 歳 未 満	13 歳 未 満	7 歳 以 上	16 歳 未 満	13 歳 以 上	16 歳 以 上	わ か ら な い
全体 (n=130 ケース)		3.1	26.4	10.1	1.6	58.9		
学 年	小学生 (n=55)	1.8	30.9	0	0	61.8		
	中学生 (n=46)	2.2	32.6	15.2	0	50.0		
	高校生 (n=19)	0	10.5	15.8	5.3	68.4		
	所属なし (15～17 歳) (n=10)	0	0	30.0	10.0	60.0		

(5) こどもがケアを行っている状況

ケアを行っている対象者については、「きょうだい」が 80.8％と最も高く、次いで「母親」(39.7％)となっている。

図表－30 ケアを行っている対象者（複数回答）



その他の主な内容：甥、姪

図表－31 学年別ケアを行っている対象者（複数回答）

（単位：％）

	母親	父親	きょうだい	祖母	祖父	その他
全体(n=130 ケース)	39.2	8.5	80.8	0.7	0	1.5
小学生(n=55)	43.6	12.7	72.7	0	0	0
中学生(n=46)	34.8	4.3	91.3	0	0	4.3
高校生(n=19)	36.8	10.5	100	5.3	0	0
所属なし(15～17 歳)(n=10)	40.0	0	50.0	0	0	0

図表－32 学年別ケアの内容（複数回答）

	食事の世話	家事	身の回りの世話	トイレや入浴の介助	感情面のケア	通院の付き添い	通訳	金銭管理	その他
全体(n=130)	48.5	74.6	70.8	21.5	36.2	17.7	1.5	6.9	17.7
小学生(n=55)	38.2	70.9	58.2	14.5	36.4	5.5	3.6	7.3	10.9
中学生(n=46)	45.7	76.1	82.6	21.7	30.4	10.9	0	8.7	21.7
高校生(n=19)	89.4	94.7	94.7	47.4	31.6	42.1	0	0	21.1
所属なし(15～17 歳)(n=0)	40.0	50.0	40.0	10.0	70.0	70.0	0	10.0	30.0

ケアを行っている対象別に要介護・障がい等の有無をみると、母親では「精神障がい」(43.8%)、父親でも「精神障がい」(15.4%)の割合が他に比べて高くなっている。また、きょうだいでは「幼い」(56.0%)が半数以上を占めている。

また、ケアを行っている対象者別のケアの内容をみると、母親では「家事」(61.8%)、「感情面のケア」(47.1%)が高くなっている。父親も母親と同様に「家事」(75.0%)が高くなっている。きょうだいでは、「身の回りの世話」(83.3%)、「食事の世話」(45.1%)、「家事」(43.1%)が高い。

図表－33 ケアを行っている対象者別要介護・障がい等の有無（複数回答）（単位：％）

	要支援・要介護	身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	依存症	幼い	その他	要介護・障がい等なし
全体(n=186)	1.6	6.1	6.1	18.8	11.0	2.5	33.9	6.1	13.9
母(n=68)	3.1	6.3	7.3	43.8	5.2	5.2	5.2	8.3	15.6
父(n=12)	0	0	7.7	15.4	0	0	7.7	7.7	53.8
きょうだい(n=102)	0	6.1	5.3	2.3	16.7	7.7	56.0	4.5	9.1
祖母(n=1)	100.0	0	0	0	0	0	0	0	0
祖父(n=0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他(n=3)	0	33.3	0	0	0	0	66.7	0	0

図表－34 ケアを行っている対象者別 ケアの内容（複数回答）（単位：％）

	食事の世話	家事	身の回りの世話	トイレや入浴の介助	感情面のケア	通院の付き添い	通訳	金銭管理	その他
全体(n=186)	29.6	51.6	52.7	12.4	26.3	9.7	1.6	4.8	13.4
母(n=68)	8.8	61.8	10.3	5.9	47.1	11.8	1.5	5.9	11.8
父(n=12)	8.3	75.0	33.3	0	16.7	8.3	8.3	16.6	16.6
きょうだい(n=102)	45.1	43.1	83.3	18.6	13.7	8.8	1.0	2.9	14.7
祖母(n=1)	0	100.0	0	0	100.0	0	0	0	0
祖父(n=0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他(n=3)	66.6	0	66.6	0	0	0	0	0	0

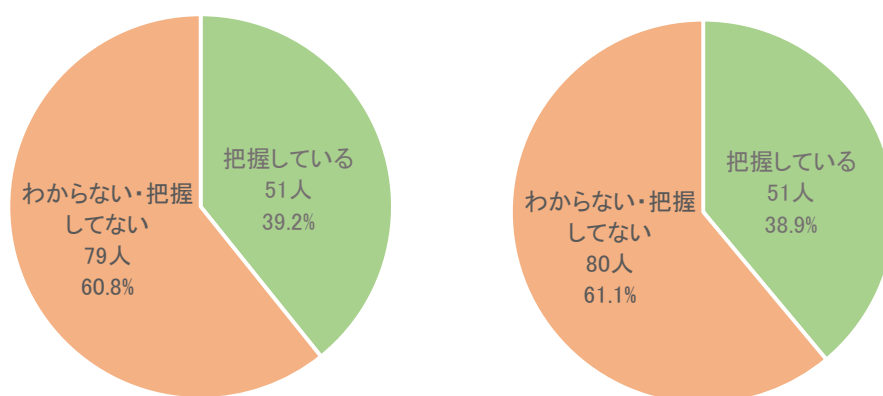
（６）ケアに費やす時間

1日のうちケアに費やす時間については、「把握している」が39.2%、「わからない・把握していない」が60.8%であった。把握している中では、ケアに費やしている時間は1日平均3.9時間、夜間のケアは平均1.2時間となっている。

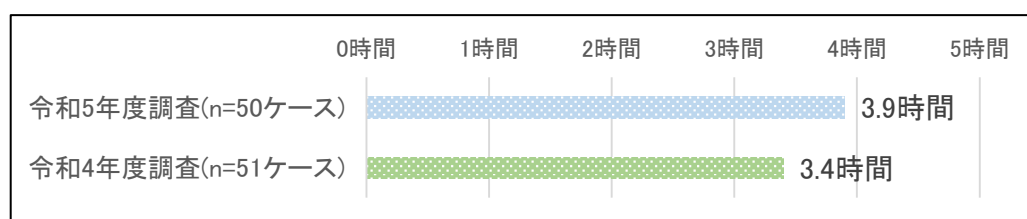
図表－35 1日のうちケアに費やす時間の把握状況

令和5年度調査（n=130ケース）

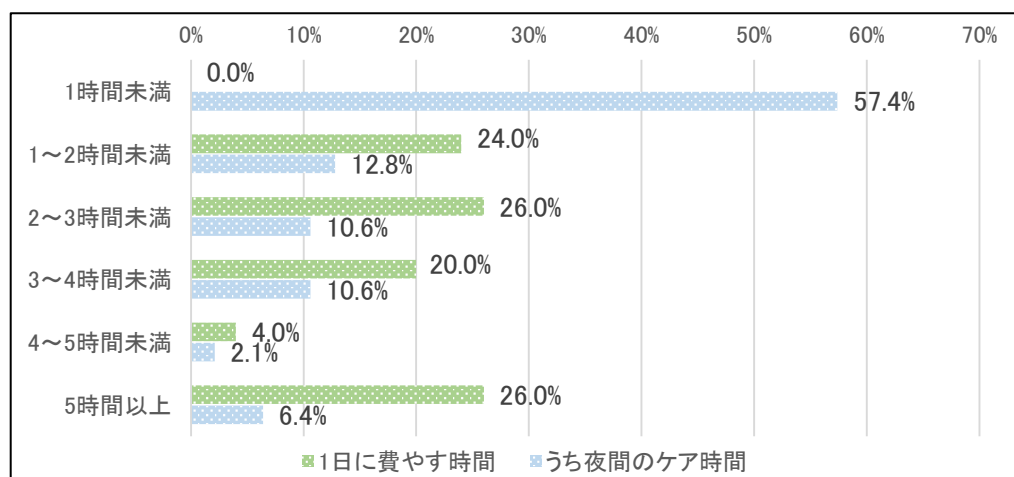
令和4年度調査（n=131ケース）



図表－36 ケアに費やす時間の平均



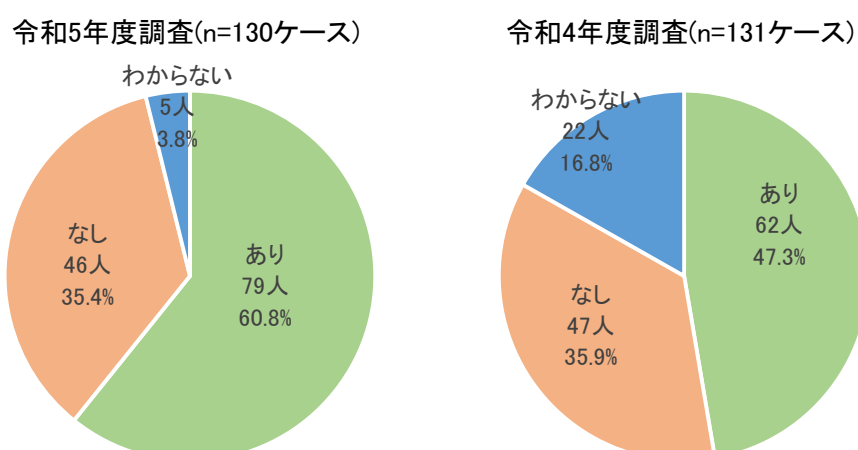
図表－37 ケアに費やす時間 【1日（n=50） 夜間（n=47）】



(7) こどもが家庭で行っているケアを支援する人の有無

こどもが家庭で行っているケアを支援する人の有無については、「あり」が60.8%、「なし」が35.4%となっている。ケアを支援する人が「あり」と答えた中では、半数以上が父母や祖父母、きょうだいなど身近な家族があがっており、なかでもきょうだいの割合が高くなっている。

図表－38 こどもが家庭で行っているケアを支援する人の有無 (n=130)

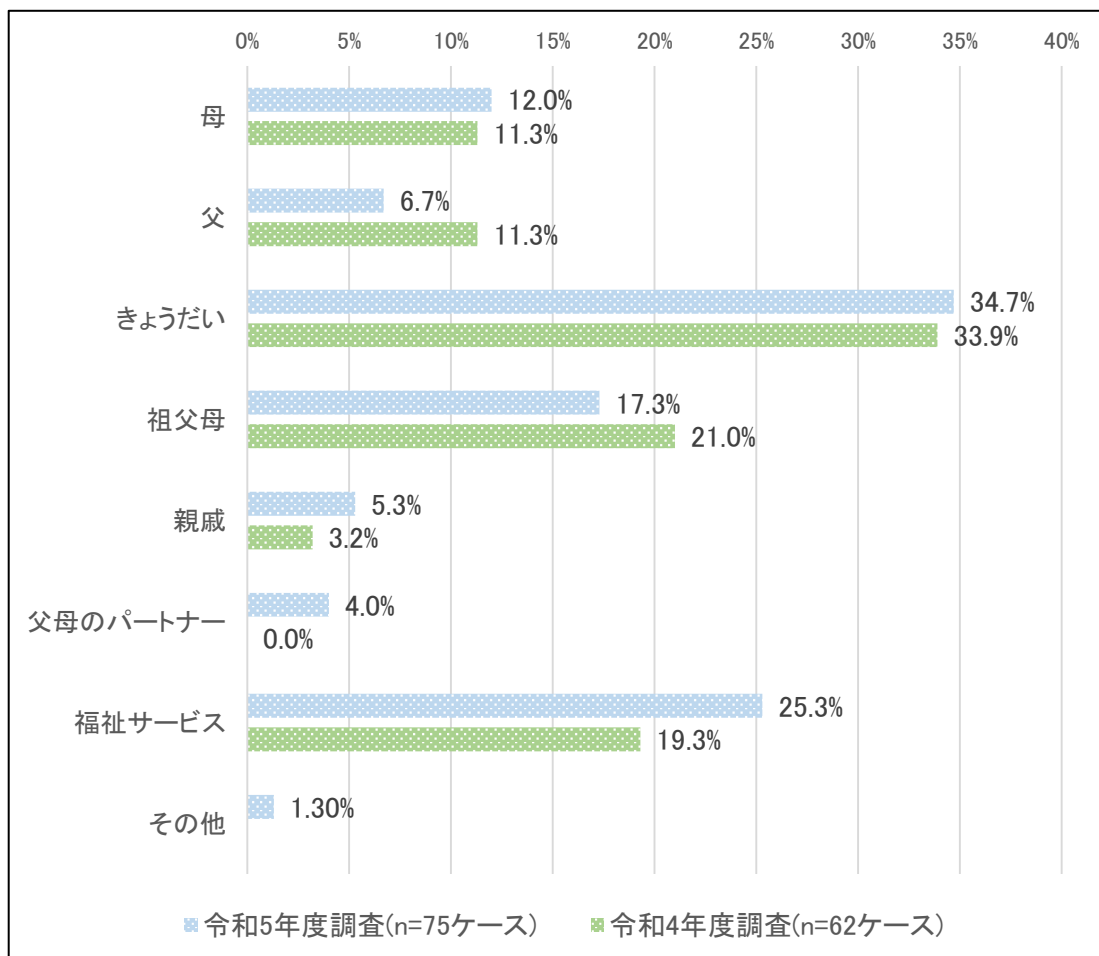


図表－39 学年別こどもが家庭で行っているケアを支援する人の有無

(単位：%)

		あり	なし	不明
全体 (n=130 ケース)		60.8	35.4	3.8
学 年	小学生 (n=55)	56.4	38.2	5.4
	中学生 (n=46)	63.1	34.8	2.1
	高校生 (n=19)	57.9	36.8	5.3
	所属なし (15～17 歳) (n=10)	80.0	20.0	0

図表－40 こどもが家庭で行っているケアを支援する人（複数回答）



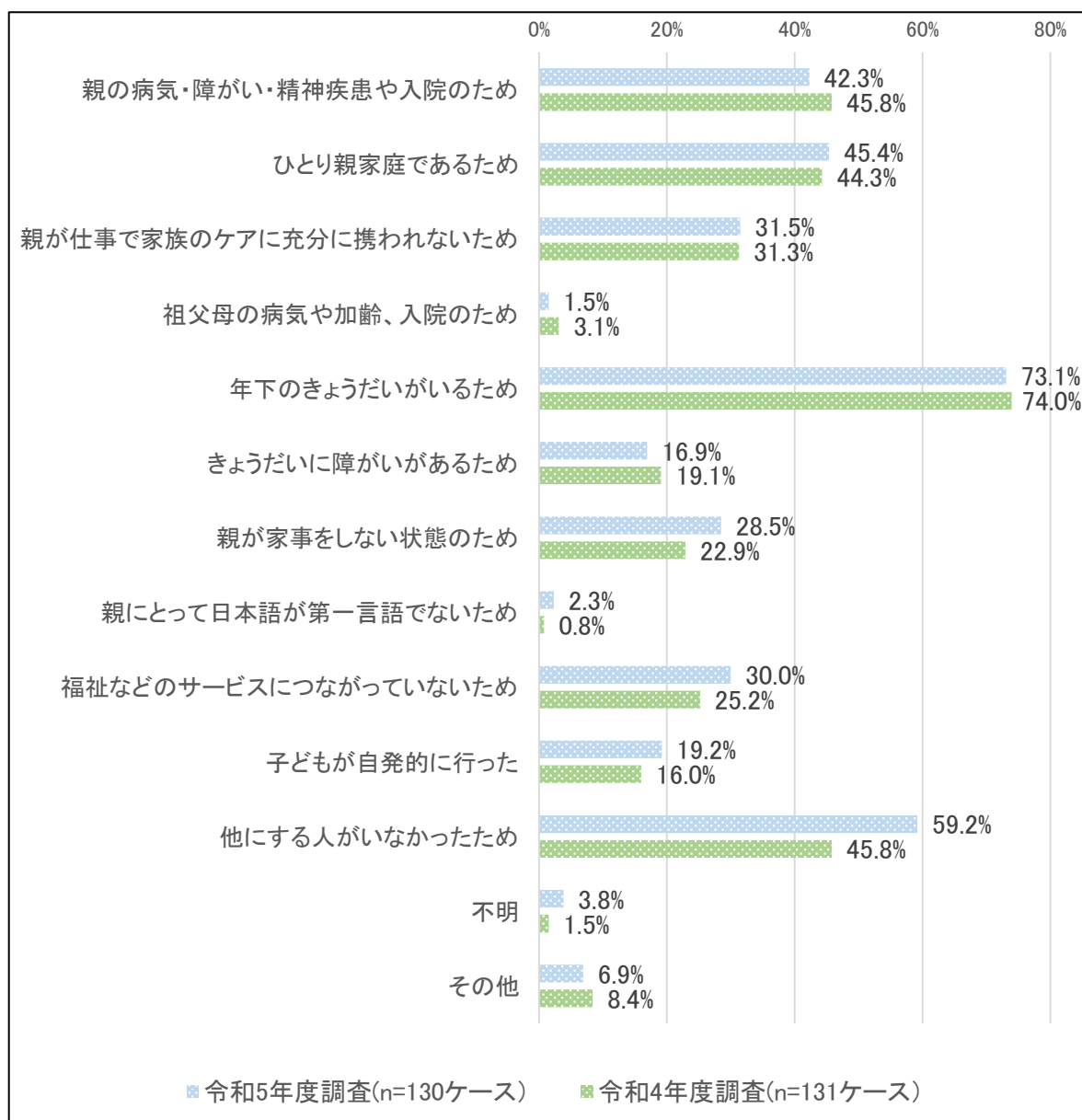
その他の主な内容: 父母や祖父母の知人

(8) ケアをすることになった理由

ケアをすることになった理由については、「年下のきょうだいがいるため」が73.1%と最も高く、次いで「ほかにケアする人がいなかったため」(59.2%)、「ひとり親であるため」(45.4%)となっている。

こども自身の「ヤングケアラー」としての認識の有無別にみると、認識している人は、認識しない人に比べて「親が家事をしない状況のため」「他にする人がいなかったため」が高くなっている。

図表-41 ケアをすることになった理由（複数回答）



その他の主な内容: 親の不在、親の養育力不足

図表－42 学年別ケアをすることになった理由（複数回答）

（単位：％）

		親の病気・障がい・精神疾患や、入院のため	ひとり親家庭であるため	親が仕事で、家族のケアに充分に携われないため	祖父母の病気や加齢、入院のため	年下のきょうだいがいるため	きょうだいに障がいがあるため	親が家事をしない状況のため	親にとって日本語が第一言語でないため	福祉などのサービスにつながついていないため	こどもが自発的に行った	他にする人がいなかったため	不明	その他
全体 (n=130)		42.3	45.4	31.5	1.5	73.1	16.9	28.5	2.3	30.0	19.2	59.2	3.8	6.9
学年	小学生 (n=55)	40.0	41.8	32.7	0.0	70.9	10.9	30.9	5.5	29.1	12.7	61.8	0.0	3.6
	中学生 (n=46)	34.8	34.8	32.6	0.0	76.1	14.5	30.4	0.0	30.4	17.4	54.3	4.3	6.5
	高校生 (n=19)	52.6	68.4	36.8	10.5	84.2	47.4	26.3	0.0	36.8	21.1	63.2	10.5	15.8
	所属なし (15-17歳) (n=10)	60.0	60.0	10.0	0.0	40.0	0.0	10.0	0.0	30.0	60.0	50.0	10.0	10.0